

# 選挙管理委員会議案

(29年第5回)

上 三 川 町

# 会 議 次 第

平成29年10月9日 午前9時

上三川町役場3階 中会議室

## 1 開会

## 2 挨拶

## 3 議事

議案第1号 選挙人名簿の登録について

議案第2号 選挙人名簿の抹消について

議案第3号 選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

議案第4号 選挙人名簿の抹消予定について

議案第5号 衆議院小選挙区選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

議案第6号 衆議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

議案第7号 衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

議案第8号 衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

議案第 9 号 衆議院小選挙区選出議員選挙における上三川町開票区の開票管  
理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

議案第 10 号 衆議院比例代表選出議員選挙における上三川町開票区の開票  
管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

議案第 11 号 衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票立  
会人について

議案第 12 号 衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立  
会人について

4 その他

5 閉会

議案第1号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成29年10月9日選挙人名簿に登録する。

平成29年10月9日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H29.9.1)			今回登録者数(H29.10.9)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,214	1,240	2,454	1,218	1,238	2,456	4	△2	2
第2投票区	1,914	1,891	3,805	1,911	1,892	3,803	△3	1	△2
第3投票区	741	728	1,469	740	727	1,467	△1	△1	△2
第4投票区	931	968	1,899	933	969	1,902	2	1	3
第5投票区	2,142	1,764	3,906	2,144	1,769	3,913	2	5	7
第6投票区	1,404	1,409	2,813	1,399	1,405	2,804	△5	△4	△9
第7投票区	1,412	1,434	2,846	1,411	1,434	2,845	△1	0	△1
第8投票区	1,775	1,719	3,494	1,779	1,717	3,496	4	△2	2
第9投票区	1,432	1,411	2,843	1,439	1,416	2,855	7	5	12
合 計	12,965	12,564	25,529	12,974	12,567	25,541	9	3	12

議案第2号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成29年10月9日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第3号

選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

平成29年10月9日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成29年10月9日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数

511人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4,257人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8,514人

議案第4号

選挙人名簿の抹消予定について

次の者は、本町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったときに、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成29年10月9日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり



議案第 5 号

衆議院小選挙区選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成 29 年 10 月 9 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1 投票区				
第 2 投票区				
第 3 投票区				
第 4 投票区				
第 5 投票区				
第 6 投票区				
第 7 投票区				
第 8 投票区				
第 9 投票区				

議案第6号

衆議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成29年10月9日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区				
第2投票区				
第3投票区				
第4投票区				
第5投票区				
第6投票区				
第7投票区				
第8投票区				
第9投票区				

議案第7号

衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成29年10月9日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

期日前 投票所名	投票管理者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	職務を 行うべ き日	住 所	氏 名	職務を 行うべ き日	住 所	氏 名
上三川町役場 町民ホール	10月 11日			10月 11日		
〃	10月 12日			10月 12日		
〃	10月 13日			10月 13日		
〃	10月 14日			10月 14日		
〃	10月 15日			10月 15日		
〃	10月 16日			10月 16日		
〃	10月 17日			10月 17日		
〃	10月 18日			10月 18日		
〃	10月 19日			10月 19日		
〃	10月 20日			10月 20日		
〃	10月 21日			10月 21日		

議案第 8 号

衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成 29 年 10 月 9 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

期日前 投票所名	投票管理者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	職務を 行うべ き日	住 所	氏 名	職務を 行うべ き日	住 所	氏 名
上三川町役場 町民ホール	10 月 11 日			10 月 11 日		
〃	10 月 12 日			10 月 12 日		
〃	10 月 13 日			10 月 13 日		
〃	10 月 14 日			10 月 14 日		
〃	10 月 15 日			10 月 15 日		
〃	10 月 16 日			10 月 16 日		
〃	10 月 17 日			10 月 17 日		
〃	10 月 18 日			10 月 18 日		
〃	10 月 19 日			10 月 19 日		
〃	10 月 20 日			10 月 20 日		
〃	10 月 21 日			10 月 21 日		

議案第 9 号

衆議院小選挙区選出議員選挙における上三川町開票区の開票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

平成 29 年 10 月 22 日に行う衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、上三川町開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成 29 年 10 月 9 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
	森野利男		田中文雄

議案第10号

衆議院比例代表選出議員選挙における上三川町開票区の開票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

平成29年10月22日に行う衆議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、上三川町開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成29年10月9日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
	森野利男		田中文雄

議案第 1 1 号

衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人について

平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙について、期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

平成 2 9 年 1 0 月 9 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

立ち会うべき日	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
10月11日	10月9日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	10月9日				
10月12日	10月9日				
	10月9日				
10月13日	10月9日				
	10月9日				
10月14日	10月9日				
	10月9日				
10月15日	10月9日				
	10月9日				
10月16日	10月9日				
	10月9日				
10月17日	10月9日				
	10月9日				
10月18日	10月9日				
	10月9日				
10月19日	10月9日				
	10月9日				
10月20日	10月9日				
	10月9日				
10月21日	10月9日				
	10月9日				

議案第12号

衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人について  
平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙について、期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

平成29年10月9日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

立ち会うべき日	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
10月11日	10月9日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	10月9日				
10月12日	10月9日				
	10月9日				
10月13日	10月9日				
	10月9日				
10月14日	10月9日				
	10月9日				
10月15日	10月9日				
	10月9日				
10月16日	10月9日				
	10月9日				
10月17日	10月9日				
	10月9日				
10月18日	10月9日				
	10月9日				
10月19日	10月9日				
	10月9日				
10月20日	10月9日				
	10月9日				
10月21日	10月9日				
	10月9日				